

夫婦年金保険

旧簡易生命保険法は廃止されていることから、簡易生命保険契約に新たにご加入いただくことはできません。また、民営化前にご加入いただいた簡易生命保険契約の保障内容を大きくする契約変更(財形住宅貯蓄保険、財形年金養老保険及び財形終身年金保険を除きます。)や特約の追加等による変更契約もできません。

商品の特徴

- ・ ご夫婦いずれかが生存している限り年金をお受け取りになれますので、老後の生活資金として役立ちます。
- ・ ご夫婦のお一人を主たる被保険者、配偶者の方を配偶者である被保険者としてご加入いただきました。
- ・ 主たる被保険者の方の加入年齢が、25歳から75歳までで、年齢差が15歳以内のご夫婦がご加入いただきました。
- ・ 保証期間付据置夫婦年金保険には、保険料の払込みの種別によって、分割払と一括払があります。ほかに、保証期間付即時夫婦年金保険のコースがあります。
- ・ 保険料一時払の保証期間付据置夫婦年金保険の据置期間は1年又は2年です。
- ・ 年金の支払を開始する年齢が55歳から75歳までとなっています。
- ・ 主たる被保険者が、年金支払事由発生日の前日までに亡くなられた場合でも、主たる被保険者が生存していたとした場合に、その者の年齢が年金支払開始年齢に達することとなる日から、配偶者である被保険者に年金を支払います。
- ・ 保証期間付ですから、保証期間内に、主たる被保険者及び配偶者である被保険者が万一亡くなられた場合は、残りの保証期間、年金継続受取人(保険契約者)が引き続き年金をお受け取りになれます。

55歳～69歳支払開始……………15年間

70歳～75歳支払開始……………10年間

保険種類と加入年齢

保険種類	年金支払開始年齢	主たる被保険者の加入年齢
保証期間付 据置夫婦年金保険 (保険料分割払)	55歳	25～52歳
	60歳	30～57歳
	65歳	35～62歳
	70歳	40～67歳

保証期間付 据置夫婦年金保険 (保険料一時払)	55～75歳 (各歳きざみ)	年金支払開始年齢の 1歳前又は2歳前
保証期間付 即時夫婦年金保険	55～75歳	55～75歳

注意事項

- ・ 法律上の夫婦に限ります。
- ・ 夫婦の年齢差は15歳以内です。
- ・ 毎年お支払いする基本年金額は、契約時に決まりますが、積増年金は払い込んだ保険料の運用利回りによって変わります。
- ・ 年金支払事由発生後は、ご契約の解除はできませんが、年金の繰上支払の請求のあった日から保証期間が満了する日までの期間分の年金を繰り上げて、一括してお受け取りにすることができます。
- ・ 加入後、夫婦の要件を欠くこと(ご夫婦どちらかの死亡や離婚、配偶者である被保険者の再婚など)となった場合は、その旨郵便局に届ける必要があります。
- ・ **お支払いする年金額は、基本年金と積増年金の合計額です。**



